

鋸南町観光物産センター使用者募集要項

1 目的

道の駅きよなんの利用者に対して、多彩な商品やサービスを提供し、利便性や賑わいの創出を一層進めるため、鋸南町観光物産センター（以下、「本施設」とする。）の利用者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

- (1) 所在地 安房郡鋸南町吉浜 5 1 7 番地の 1
- (2) 敷地面積 1 2, 1 4 5 m²
- (2) 施設構造 木造スレートぶき平家建 4 2 2. 3 3 m²

3 募集内容

(1) 募集店舗及び面積

- ・テナント 1 4 9. 5 9 m² (約 1 5 坪)
- ・テナント 7 3 3. 0 6 m² (約 1 0 坪)

(2) 募集業種

物販系、飲食系、サービス系の事業者を募集します。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定される「風俗営業」は、出店できません。

(3) 使用許可期間

使用許可日（応相談）から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

※現在、本施設の改修工事を行っているため、店舗の営業開始は当該工事竣工後（令和 8 年 1 月ごろ）になります。

※運営に支障等その他特別な事由がない場合は、原則、3 年ごとに更新できるものとします。

4 使用条件

(1) 営業日・営業時間

- ・営業日 月曜日は休館（その日が休日の場合は、その翌日）
- ・営業時間 午前 8 時から午後 6 時まで

※詳細は、町と協議を行い決定するものとします。

(2) 販売品目・メニュー、価格等

販売品目・メニューは、法令や社会通念上禁止されていないものであれば、自由に販売・提供することができます（アルコールの販売・提供も可能です）。

ただし、施設全体において重複が著しい場合は、協議の上、販売品目・メニューを調整していただくことがあります。

(3) 店舗の名称

使用者が自由に定めることができるものとしますが、予め町と協議を行い、本施設のイメージと適合するものになることを要望します。

5 費用の負担

(1) 使用料

- ・テナント1 月額30,000円
- ・テナント7 月額20,000円

※3. 3平方メートル1月につき2,000円。年2回払い（6月末、12月末）とします。

(2) 敷金

- ・テナント1 750,000円
- ・テナント7 500,000円

※3. 3平方メートルにつき50,000円。退去時に精算した残金を原則的に返還するものとします。

(3) 工事費等

店舗内の工事費（内装含む）及び店内の什器、備品、看板等は、使用者の負担となります。

(4) 経費

次の費用は、使用者の負担とします。

- ・営業に係る電気・ガス・上水道料などの公共料金
- ・営業に係るゴミ処理費

6 運営に関する諸条件

(1) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて使用者の責任において行うこととします。

(2) 使用期間終了時の条件

使用者は、使用期間が満了したとき、また使用許可を取り消された場合は、直ちに使用者の負担により使用開始前の原状に回復し返還していただきます。

(3) 損害賠償

- ・使用者は、本施設の使用に当たり町又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任でその損害を賠償していただきます。
- ・使用者は、その責めに帰する理由により、対象物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償としてお支払いいただきます。ただし、施設を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(4) その他

- ・使用者はこれらの条件のほか、関係する法令及び通知について遵守してください。
- ・使用者は、使用許可に基づく権利の全部又は、一部を第三者に譲渡、転貸、担保に供し、又は営業を委託、もしくは名義貸し等を行うことはできません。
- ・各店舗に係る火災保険等の損害保険は使用者自ら加入し、保険料は使用者負担となります。
- ・前各号に掲げるもののほか、必要な事項については協議の上、決定します。

7 応募者資格

応募者は、募集の趣旨を十分理解し、優良なサービスを提供できる個人事業主又は法人等の団体（法人格の有無は問わない）とし、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- （１）本施設の設置目的を理解し、管理運営やイベント等に対して協力的であること。
- （２）営業に必要な関係諸法令に基づく許可や免許を有していること。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （４）国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。

8 募集・選定スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表	令和７年７月 １日（火）
質問の受付	令和７年７月 １日（火）から 令和７年７月１８日（金）まで
現地見学の受付	令和７年７月 １日（火）から 令和７年７月１８日（金）まで
使用申込書の受付	令和７年７月 １日（火）から 令和７年８月 １日（金）まで
選定結果の通知	令和７年８月２０日（水）まで

9 応募手続

応募を希望するものは、次により応募申込の手続を行うこととします。

（１）募集に係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

募集に係る書類等は、鋸南町地域振興課まちづくり推進室及び鋸南町ホームページで配布するものとします。

鋸南町ホームページ <https://www.town.kyonan.chiba.jp/>

イ 配布期間

令和７年７月１日（火）から令和７年８月１日（金）まで

（２）質問の受付及び回答

募集に関して質問があるものは、次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和７年７月１日（火）午前９時から令和７年７月１８日（金）午後５時まで

イ 提出書類

質問書（様式第１号）

ウ 提出方法

電子メール又はＦＡＸにより提出してください。

エ 質問に対する回答

質問書を提出した１週間後までに電子メール又はＦＡＸで行う。

(3) 現地見学

見学を希望される場合は、令和7年7月1日(火)午前9時から令和7年7月18日(金)午後5時まで電子メール又は電話でお申し込みください。希望日に沿って調整し、日時を連絡します。

(4) 使用申込書の受付

使用申込書等は、次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年8月1日(月)まで(土・日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出書類

- ① 使用申込書(様式第2号)
- ② 事業に必要な許可・免許等の写し
- ② 法人の場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ③ 法人格を有しない団体の場合、団体の規約
- ④ 個人の場合、身分証明書
- ⑤ 納税証明書(国税、都道府県税、市町村税)

ウ 提出部数

各1部

10 選定方法

(1) 選定方法

応募者から申込内容についてヒアリングを行い、候補者を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年8月20日(水)までに応募者に文書で通知します。

11 その他

- (1) 使用申込書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された使用申込書等の書類は、返却いたしません。
- (3) 選定方法や選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとします。
- (4) 選定結果通知後、使用者は鋸南町長宛に「鋸南町観光物産センター使用許可申請書」を提出し、その許可を得るものとします。
- (5) 本要項に規定されていない事項は、協議により決定するものとします。

12 問い合わせ先

本募集に関する問い合わせ及び書類等の提出先は、次のとおりとします。

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

電話番号 0470-55-1560

FAX番号 0470-55-0421

電子メール machidukuri@town.kyonan.chiba.jp